



一般廃棄物処理施設設置届出書

平成3年10月9日

秋田県知事

佐々木喜久治殿

COPY

設置者

秋田県大館市花岡町字堤沢42番地

同和クリエーション株式会社

代表取締役 刈田 鐵三



次のとおり一般廃棄物処理施設を設置したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により届け出ます。

施設の種類	ゴミ処理施設(ばいじん受入ヤード及び混練り槽)
一般廃棄物の種類	ばいじん
設置場所	秋田県大館市花岡町字堂屋敷2番地
処理能力	150t/日
処理方式	中和、セメント混練り及び養生
構造及び設備の概要	別添図面のとおり
放流水の水質及び水量	なし
放流方法及び放流先の概要	なし
残灰等の量及び処分方法	2,800t/月 中和混練り後花岡鉱業(株)最終処分場へ埋立
着工予定年月日	年 月 日
使用開始年月日	年 月 日
※受理年月日	
※審査結果	

COPY

社長	常務	工場長	課長		
刈田 3.10.21	関根 91.10.19	荒川 -3.10.19			小井土 3.10.19

受 理 書

NO. 3

館 保 - 1679

平成3年10月19日

大館市花岡町字堤沢42番地

同和クリーンテックス株式会社

代表取締役 刈田鐵三郎 様

秋田県大館保健所長 岩尾昌



平成3年10月9日付けで提出のあった届出書を受理しました。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第3項の規定により、受理した日から30日を経過した後又は届出の内容が相当である旨の通知を受けた後でなければ、当該届出にかかる一般廃棄物処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模を変更することはできません。